

希望申込型指名競争入札実施要綱

平成15年4月1日
14中総経第299号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が発注する契約に係る入札への参加を希望する者で、当該入札に参加するために必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）を満たしているものの意向を尊重した指名を行う「希望申込型指名競争入札」の実施に関し必要な事項を定めることにより、入札の透明性及び競争性をより一層高めることを目的とする。

(対象)

第2条 希望申込型指名競争入札の対象（以下「対象案件」という。）は、次に掲げる案件とする。ただし、特に緊急を要するものその他区長が不適当と認めるものは、この限りでない。

- 一 予定価格が80万円を超える物品の買入れ
- 二 予定価格1,000万円以上の案件で、特に区長が必要と認めるもの

(発注の公表)

第3条 対象案件の発注に係る公表は、発注票を総務部経理課の掲示板に掲示し、並びに区のインターネットホームページ（以下「区ホームページ」という。）及び中央区契約事務規則（昭和39年3月中央区規則第10号）第2条第6号に規定する電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 区長は、前条の公表を行うときは、入札参加資格要件を次の基準により対象案件ごとに定めるものとする。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 二 経営不振の状態にないこと。
- 三 中央区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年4月1日8中総経第299号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 四 電子入札システムにおいて物品又は工事の入札参加資格者情報の該当する業種に登載されていること。
- 五 格付を有する業種については、格付等級及び順位が区長の定める条件を満たしていること。
- 六 格付を有しない業種については、資本金、総従業員数その他の要件が区長の定める条件を満たしていること。
- 七 該当する業種における売上高等の実績が、区長の定める基準を満たしていること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、対象案件の内容等に応じ、区長が必要と認める条件を満たしていること。

(建設工事に係る指名基準の尊重)

第5条 削除

(入札参加申込み)

第6条 対象案件に係る入札への参加を希望する者は、発注票に記載された入札参加資格要件を確認の上、指定する期限までに電子入札システムにより参加希望申込みを行わなければならない。

(入札参加者の決定)

第7条 区長は、前条に規定する申込みがあった場合は、内容を審査の上、入札参加資格の有無を決定し、申込者に対して、入札参加資格の認定又は非認定の通知を、所定の日までに電子入札システムにより行うものとする。

(現場説明会)

第8条 対象案件については、現場説明会を行わないこととする。ただし、履行の困難性又は

地域の特性等の理由により、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(設計図書等の入手)

第9条 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）は、区から対象案件に係る設計図書等を記録したコンパクトディスク等の電磁的メディアの貸与を受けなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により電磁的メディアの貸与を受けた場合は、開札終了後速やかに当該電磁的メディアを区に返還しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、あらかじめ発注票で区が指定する場合にあっては、入札参加者は、区が電子入札システムにより送付する当該設計図書等を記録した電磁的記録を受領することができる。

(質疑応答)

第10条 対象案件に係る入札参加者との質疑応答は、電子入札システムにより行うものとする。

(入札参加資格の取消し)

第11条 区長は、入札参加者が第4条各号に掲げる入札参加資格要件の全部又は一部を満たさなくなったと認めるとき及び第8条第1項に規定する設計図書等を入手しなかったと認めるときは、当該入札参加者の入札参加資格を取り消すことができるものとし、入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加者に対し、電子入札システムによりその旨を通知するものとする。

(入札の方法)

第12条 入札参加者は、発注票に記載された期限までに、電子入札システムにより入札を行わなければならない。

(開札の立会い)

第13条 区長は、総務部経理課契約係の職員以外の区職員を開札に立ち合わせるものとする。

(落札の通知)

第14条 区長は、落札者が決定したときは、電子入札システムにより落札者に通知するものとする。

(入札経過等の公表)

第15条 入札の経過及び結果並びに入札参加資格がないと認定された者又は入札参加資格を取り消された者の名称及びその理由は、当該開札終了後、入札経過結果表等の公表文書を総務部経理課において閲覧に供し、並びに区ホームページに掲載するとともに、入札経過結果表を電子入札システムに掲載して公表するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、希望申込型指名競争入札の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(工事希望申込型指名競争入札試行要綱の廃止)

2 工事希望申込型指名競争入札試行要綱（平成14年4月1日13中総経第285号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。